

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

1. 数値目標の点検結果

数値目標の点検結果の各項目は以下の通りです。

■記載箇所

数値目標が記載されている具体的施策の該当箇所を記載しています。

■数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的施策の記述を、国家戦略 2010 から抜き出しています。

■目標値、目標年次

国家戦略 2010 に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

■点検値、点検年次

平成 22 年 3 月以降平成 23 年 7 月以前の間で、数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■当初値、当初値の把握時期

国家戦略 2010 を策定した時点（目標設定時）のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

■目標達成率（%）

以下の計算方法で、目標の達成率を記載しています。

<計算方法>

- ・獲得値を目標としている場合 例) 新たに○件増やす
 $b/a \times 100$
- ・到達値を目標としている場合 例) ○年度までに○件にする
 $(b-c)/(a-c) \times 100$

■達成状況の自己評価

数値目標の達成状況について、「目標達成に向け進捗」又は「目標達成に課題」のいずれかを各府省庁において自己評価しています。

■基本戦略への該当

該当する基本戦略の番号（①～④）を記入しています。

■目標の達成状況の詳細

目標の達成の経過や背景、目標達成に向けた課題等を自己評価の根拠が分かるように記載しています。

■具体的施策・目標値の見直しの必要性

具体的施策及び目標値について見直しの必要性がある施策について、見直しの方向性等を記載しています。

■その他特記事項

必要に応じてその他の参考情報を記載しています。

■担当部局

記載した担当部局。

数値目標達成状況一覧表

No.	項目	目標		点検		当初		達成率	府省名
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次		
1	国立・国定公園の指定状況の見直し	全85公園を対象に実施	H25.3	全85公園を対象に実施	H22.10	—	H19.11	100%	環境省
2	保安林	1,269万ha	H36.3	1,202万ha	H23.3	1,191万ha	H21.3	14%	農林水産省
3	ラムサール条約湿地	43ヶ所	H24.6	37ヶ所	H23.7	37ヶ所	H22.3	0%	環境省
4	自然再生協議会設置数	29ヶ所	H25.3	23ヶ所	H23.7	21ヶ所	H22.3	25%	環境省
5	エコファーマー認定件数	200,000件	H22.3	212,053件	H23.3	191,846件	H21.9	248%	農林水産省
6	グリーン・ツーリズム宿泊者数	880万人／年	H21年度	848万人／年	H21年度	795万人／年	H18年度	63%	農林水産省
7	水生生物環境基準	40水域	H24.3	38水域	H23.7	4水域	H19.11	94%	環境省
8	藻場・干潟の保全・再生	5,000ha	H24.3	4,841ha	H23.6	—	H19.4	97%	農林水産省
9	漁場のたい積物除去	25万ha	H24.3	31.3万ha	H23.6	—	H19.4	125%	農林水産省
10	漁礁や増養殖場	75,000ha	H24.3	41,000ha	H23.6	—	H19.4	55%	農林水産省
11	漁業集落排水処理人口比率	概ね60%	H24.3	49%	H22.10	41%	H19.10	42%	農林水産省
12	多国間漁業協定	47協定	H25.3	52協定	H22.12	47協定	H19.11	110%	農林水産省
13	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	70%	H23年度	76%	H23.1	60%	H19.11	160%	農林水産省
14	国内希少野生動植物種数	5種増	H24.10	5種増	H23.7	—	H22.3	100%	環境省
15	トキの野生復帰(小佐渡東部地域の野生個体数)	60羽	H27頃	(37羽確認)	H23.7	(22羽確認)	H22.3	—	農林水産省、国土交通省、環境省
16	特定鳥獣保護管理計画策定数	170計画	H24.12	117計画	H23.4	107計画	H21.11	16%	環境省
17	奄美大島ジャワマングース捕獲数	0匹	H26年度	(捕獲効率 * 0.014)	H22年度	(捕獲効率 * 0.028)	H21年度	—	環境省、農林水産省
18	都道府県等犬・ねこ引取数	21万匹	H29年度	27万匹	H22.3	42万匹	H16年度	71%	環境省
19	犬・ねこ所有明示実施率	犬66% ねこ36%	H29年度	犬36% ねこ20%	H22.9	犬33% ねこ18%	H15年度	犬9% ねこ11%	環境省
20	植物遺伝資源の保存	25万点	H23.3	245,730点	H23.3	24万点	H19.3	57%	農林水産省
21	環境試料タイムカプセル化	絶滅危惧種5,167種 藻類390種	H25.3	絶滅危惧種4,508種 藻類378種	H23.3	絶滅危惧種2,667種 藻類340種	H20.4	絶滅危惧種74% 藻類76%	環境省
22	微生物資源の保存	25,000点	H23.3	26,911点	H23.3	24000点	H19.3	291%	農林水産省
23	廃棄物系バイオマス利用率	80%	H22	86%	H22.12	74%	H21.3	200%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
24	未利用バイオマス	25%	H22	17%	H22.12	17%	H21.3	0%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
25	バイオマстаウン構想	300地区	H23.3	318地区	H23.4	237地区	H22.2	128%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
26	「生物多様性」の認識状況	50%	H24.3	—	—	36%	H21.6	—	環境省
27	生物多様性国家戦略認知度	30%	H24.3	—	—	20%	H21.6	—	環境省
28	生物多様性新聞掲載数	1000件以上	H23年度	372件	H23.6	736件	H20年度	37%	環境省
29	生物多様性地域戦略策定着手数	47都道府県	H24.10	22都道府県	H23.7	20都道府県	H22.3	47%	環境省
30	子ども農山漁村交流プロジェクト	23,000校	H24.3	調査予定	—	0校	H19.11	—	総務省、文部科学省、農林水産省、環境省
31	生物多様性を学ぶスタンプラリー参加者数	100万人	H25.3	10万7千人	H23.7	0人	H22.3	7%	環境省
32	エコツアーグループアクセス数	125万件／年	H25.3	91万件／年	H23.3	83万件／年	H18.4	73%	環境省
33	子どもパークレンジャー参加者数	1,300人／年	H23.3	718人／年	H23.3	840人／年	H17.4	55%	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
34	1／25,000 植生図更新状況	60%	H24.3	55%	H23.3	50%	H22.3	50%	環境省
35	生物多様性に関する情報源情報登録数	1,600件	H24.3	3140件	H23.7	900件	H22.3	320%	環境省

* 捕獲効率: 100わな日あたりの捕獲数。生息密度が低下すると、捕獲効率が低下すると考えられる。

注 平成23年7月時点で施策の進捗状況を示すデータが存在しないものについては、数値目標の達成率は算出していません。

No. 1 国立・国定公園の指定状況の見直し

記載箇所	第1章第2節 重要地域の保全 2. 1 自然公園の指定など		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、平成24年度までに全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。その中で、特に優れた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
全85公園を対象に実施	全85公園を対象に実施	—	100%
平成25年3月	平成22年10月	平成19年11月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」を公表。その中で、自然環境(生態系及び地形地質)の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されているすべての国立・国定公園区域(国立29、国定56公園)との重複状況の分析(ギャップ分析)を実施するとともに、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地を18地域選定した。また、既に国立・国定公園に指定されている重要地域についても、現在の保護状況が適切であるかを検討し、必要に応じて保護措置の見直し及び検討を行うこととした。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 国立公園課		

No. 2 保安林

記載箇所	第1章 第2節 重要地域の保全 6. 1 保護林、保安林		
数値目標に関する記載 (具体的な施策)を抜粋	水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成35年度末の計画量である1,269万haに基づき、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
1,269万ha	1,202万ha	1,191万ha	14%
平成36年3月	平成23年3月	平成21年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	保安林面積については、当初値は平成21年3月末現在の1,191万haであるところ、その後の平成23年3月末までの2年間に約11万ha増加し、1,202万haとなっており、着実に増加している。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	「平成35年度末の計画量である1,269万ha」については、全国森林計画(計画期間:平成21~35年度、平成20年10月策定)の数値を定めていたところであるが、同計画の変更が平成23年7月になされたことに伴い目標値を見直す必要がある。なお、平成23年7月に閣議決定された変更した全国森林計画では、平成35年度末の保安林面積の計画量を1,281万haとしているところである。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課		

No. 3 ラムサール条約湿地

記載箇所	第1章第2節 重要地域の保全 8. 1 ラムサール条約湿地		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	ラムサール条約第9回締約国会議(2005年(平成17年))に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地に加え、最新の「国際的に重要な湿地の基準」や平成20年のラムサール条約第10回締約国会議で決議された「水田における生物多様性の向上」などを踏まえた新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、ラムサール条約第11回締約国会議(2012年(平成24年)開催予定)までに国内の条約湿地を新たに6か所増やすことを目指します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
43ヶ所	37ヶ所	37ヶ所	0%
平成24年6月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	<input checked="" type="radio"/> 目標達成に向け進捗 <input type="radio"/> 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年度にラムサール条約湿地の潜在候補地リストを作成した。我が国はラムサール条約締約国会議に合わせ登録を行うこととしているが、点検の対象期間に締約国会議は開催されていない。次回のラムサール条約第11回締約国会議(2012.6ルーマニア)において新たに6箇所増やすことを目指しており、国内法に基づく担保措置や地元の合意等を得るため、現在順次調整中である。現在、作業が完了した湿地はないものの、進捗状況は良好。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	次期計画期間における目標の設定。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課		

No. 4 自然再生協議会設置数

記載箇所	第1章第3節 自然再生 1. 2 自然再生に関する普及啓発の推進			
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成24年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに8か所増やすことを目指します。(環境省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)		到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
8か所増(29ヶ所)	2か所増(23ヶ所)	—(21ヶ所)		25%
平成25年3月	平成23年7月	平成22年3月		
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当		③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 自然再生協議会設立の経過は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月21日に上山高原自然再生協議会(兵庫県)が設立 ・平成23年5月1日に三方五湖自然再生協議会(福井県)が設立 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のペースでいくと、目標年次の平成25年3月での目標達成率は50%となり、目標を達成できない可能性がある。			
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	各地の自然再生協議会の設立に関する現状と課題を整理し、より的確に課題に対応した普及啓発活動を実施することが必要。			
その他特記事項 (必要に応じて記載)				
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課			

No. 5 エコファーマー認定件数

記載箇所	第1章第6節 田園地域・里地里山 1. 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについては、平成21年度末までの認定件数の目標を200,000件(平成21年9月現在で191,846件)としていますが、引き続き認定を促進するとともに、その取組を支援するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験の交流を通じて相互の研鑽を深めるとともに、消費者などへの理解を促進するためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
200,000件	212,053件	191,846件	248%
平成22年3月	平成23年3月	平成21年9月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<p>○平成21年度末のエコファーマーの認定件数は、196,848件となり、目標(200,000件)に対して98%の達成となった。なお、平成22年度末には212,053件まで増加した。</p> <p>これは、これまでの普及啓発活動、都道府県による指導・助言、支援措置による成果と考えられるが、なかでも、生産者の環境と調和のとれた農業生産の意識の高まり、環境保全型農業直接支払交付金の支援要件となっていることの影響が大きい。</p>		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	○新たな目標値として、平成26年度末までのエコファーマー累積新規認定件数の目標を340,000件とする。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 生産局 農産部 農業環境対策課		

No. 6 グリーン・ツーリズム宿泊者数

記載箇所	第1章第6節 田園地域・里地里山 1. 5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数については平成18年度の795万人となっていますが、平成21年度には880万人にすることを目標とします。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
880万人	848万人	795万人	63%
平成21年度	平成21年度	平成18年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年度のグリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数は、東日本大震災もあり被災地県等の実績値を把握することが困難な状況。 平成21年度までのグリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数は、目標値(858万人)には達していないものの、848万人まで着実に増加しているところである。 近年の景気後退の影響を受けたこと等により達成できなかったものと考えられる。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	なし		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	なし		
担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課		

No. 7 水生生物環境基準

記載箇所	第1章第8節 河川・湿原など 2.1 河川・湖沼などにおける水質の改善		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は平成19年11月で4水域ですが、平成23年度末には40水域とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時: 19年11月)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
40水域	38水域	4水域	94%
平成24年3月	平成23年7月	平成19年11月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 □ 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○平成22年9月に阿武隈川水系等10水域の類型指定を行うなど、平成19年～平成23年7月にかけて38水域の類型指定を行った。 ○平成23年度内の中央環境審議会水環境部会において、伊勢湾の類型指定等に関する第5次報告を行い、告示する予定である。これにより、国内の水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定水域は合計38+1=39水域(達成率97%)となる。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	国が類型指定を行う47水域中、残る水域は海域8水域であり、その一部については、次回の水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において類型指定の検討を開始する。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 水・大気環境局 水環境課		

No. 8 藻場・干潟の保全・再生

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 1. 3 藻場・干潟の保全・再生		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね5千ha実施します。（農林水産省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
5,000ha	4,841ha	—	96.8%
平成24年3月	平成23年6月	平成19年4月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成に向け進捗 <input type="checkbox"/> 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度から平成22年度にかけて整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が4,841haであった。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 9 漁場のたい積物除去

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2. 1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年3月までにおおむね25万haを実施します。 (農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
25万ha	31.3万ha	—	125.2%
平成24年3月	平成23年6月	平成19年4月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度から平成22年度にかけて整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が31.3万haであった。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 10 漁礁や増養殖場

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2. 2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進します。平成24年3月までに、おおむね7万5千haの魚礁や増養殖場を整備するほか、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などをおおむね25万ha実施します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
75,000ha	41,000ha	—	54.7%
平成24年3月	平成23年6月	平成19年4月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度から平成22年度にかけて整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が41,000haであった。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 11 漁業集落排水処理人口比率

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2.2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。具体的には、平成24年3月までに漁村の漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を概ね60%まで推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
概ね60%	49% (平成21年度)	41% (平成18年度)	42%
平成23年度	平成22年10月	平成19年10月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○都道府県を対象に毎年実施している漁港背後集落調査により漁業集落排水施設の整備状況を取りまとめている。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 12 多国間漁業協定

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	わが国漁船による操業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度 47 協定以上に維持・増大することにより、漁業資源の持続可能な利用、混獲削減などに積極的に貢献します。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
47 協定	52 協定	47 協定	110%
平成 25 年 3 月	平成 22 年 12 月	平成 19 年 11 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	わが国漁船の操業確保にかかる二国間・多国間漁業協定の枠組みの中で水産資源の持続的利用と適切な管理を図ることとしており、協定数が47協定から52協定に増大したことにより生物多様性への取組が達成・改善された。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	水産資源の持続的利用と適切な管理を図るため、現在の協定数（52協定）以上の維持・増大に努める。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	水産庁 資源管理部 国際課		

No. 13 海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海岸 2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	平成23年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成18年の6割から7割に推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
70%	76%	60%	160%
平成23年度	平成23年1月	平成19年11月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	漁協等が漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持を図る取組みを実施することにより、平成23年度の目標値を上回る7割6分を達成した。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	23年度目標値として、海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を約7割としていたが、目標値を上回っていることから、平成23年度の目標値を7割から8割に変更する。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	水産庁増殖推進部栽培養殖課		

No. 14 国内希少野生動植物種数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 1.2 希少野生動植物種の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。具体的には、特に脊椎動物ではもっとも絶滅のおそれが高い絶滅危惧 IA 類に判定された種について、維管束植物、昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧 I 類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに 5 種程度の指定を目指します。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
国内希少種野生動植物種数 5 種増(計 87 種)	国内希少種野生動植物種数 5 種増 (計 87 種)	国内希少種野生動植物種数 一 (計 82 種)	100%
平成 24 年 10 月	平成 23 年 7 月	平成 22 年 3 月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	絶滅のおそれが高い絶滅危惧 I 類に判定された昆虫類のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっているシャープゲンゴロウモドキ、ヨナグニマルバネクワガタ等 5 種を平成 23 年 3 月に国内希少野生動植物種に指定。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	次期計画期間における目標数値の設定。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省自然環境局野生生物課		

No. 15 トキの野生復帰（小佐渡東部地域の野生個体）

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 1.3 生息域外保全		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	トキについては、平成11年に中国から贈呈されたペアから、飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図ってきました。飼育個体群の維持に目途が立ってきたことから、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えたうえで野生復帰を図ることとしており、平成20年には第1回目の放鳥に着手しました。放鳥したトキは、モニタリングを行い、科学的知見の収集に努めています。これらの取組を継続し、平成27年頃に小佐渡東部地域（佐渡島の一部）に60羽程度を定着させることを目標とします。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
小佐渡東部地域に60羽程度を定着させる。 平成27年頃	【参考】野生下で37羽のトキを確認 平成23年7月	【参考】野生下で22羽のトキを確認 平成22年3月	事業の経過観察中
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<p>○目標の達成に向けた主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月から平成23年3月にかけて、トキ野生復帰専門家会合（3回）、トキ飼育繁殖専門家会合（3回）、トキ増殖技術現地検討会（1回）を開催、平成23年7月にはトキ野生復帰分科会（1回）、トキ飼育繁殖小委員会（1回）を開催し、専門家からの指導・助言を受けながら飼育・繁殖に取組んでおり、飼育下および野生下のトキの数は確実に増加しているが、まだ野生下での繁殖は確認されていない。今後とも、野生下でのトキの定着に向け、関係者と連携しながら、生息環境の改善と計画的な放鳥を継続する。 これらの専門家会合等の会議資料をホームページに掲載。 		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）			
その他特記事項			
担当部局	環境省 自然環境局野生生物課		

No. 16 特定鳥獣保護管理計画策定数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 2. 3 科学的・計画的な保護管理		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	関係各方面の意見も参考としつつ、特定計画の作成を促進するとともに、改訂した特定計画技術マニュアルで計画の円滑な実施を支援します。特定計画の作成数を平成24年までに170とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
170 計画	117 計画	107 計画	16%
平成24年12月	平成23年4月	平成21年11月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成に向け進捗 <input type="radio"/> 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成21年11月以降、ツキノワグマの大量出没や、イノシシ等による鳥獣被害の拡大を受けて、ツキノワグマ及びイノシシを中心として特定計画の作成が進み、平成23年4月現在117計画となっている。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値170の達成のためにはこれまでの取組に加えて、特定鳥獣保護管理計画の策定の必要性、意義や策定のメリットを都道府県に周知し、計画の策定を積極的に促進することが必要。特に、任意計画の法定計画化及びカワウの特定計画作成推進を強化する必要がある。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室		

No. 17 奄美大島ジャワマンガース捕獲数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 3. 1外来種、遺伝子組換え生物等		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマンガースについて、平成 26 年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
排除 (〇匹)	マンガースの現存個体数は不明 【参考】捕獲効率 (CPUE : 100 わな日あたりのマンガース捕獲数) 0.014	マンガースの現存個体数は不明 【参考】捕獲効率 (CPUE : 100 わな日あたりのマンガース捕獲数) 0.028	マンガースの現存個体数は不明のため算出不能。
平成 26 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 22 年度事業では約 210 万わな日の捕獲努力量を投入し、311 頭のジャワマンガースが捕獲された。 平成 22 年度の捕獲効率 (単位捕獲努力量当たりの捕獲数) は、捕獲努力量を維持しつつ、平成 21 年度の捕獲効率の 1/2 程度にまで減少するとともに、在来種の回復が確認されており、これまでの防除事業の成果により、マンガースが低密度になってきていると考えられる。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	低密度になるほど捕獲は困難になりつつあり、目標年次までの目標達成のためには今後着実な工程管理が必要。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室		

No. 18 都道府県等犬・ねこ引取数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 4. 1 動物の適正飼養の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安い飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度までに半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。（環境省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
21 万匹	27 万匹	42 万匹	71%
平成 29 年度	平成 22 年 3 月	平成 16 年度	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安い飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などを継続的に実施することにより、都道府県などにおける犬及び猫の引取り数は、減少傾向を維持している。（平成 16 年度：約 42 万匹、平成 17 年度：約 39 万匹、平成 18 年度：約 37 万匹、平成 19 年度：約 34 万匹、平成 20 年度：約 32 万匹、平成 21 年度：約 27 万匹）		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	自治体における収容動物譲渡にかかる施設整備の補助や講習会の継続的な実施等により、引き続き譲渡の推進を図る取組の支援が必要。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室		

No. 19 犬・ねこ所有明示実施率

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 4. 2 個体識別措置の推進			
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率を平成15年度の基準（犬：33%、猫：18%）から平成29年度までに倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。（環境省）			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)		到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
犬 66% 猫 36%	犬 36% 猫 20%	犬 33% 猫 18%	犬 9%	
平成 29 年度	平成 22 年 9 月	平成 15 年度	猫 11%	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	目標達成に向け進捗 <input checked="" type="radio"/>	基本戦略への該当	—	
○ 目標達成に課題				
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、マイクロチップデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ることにより、世論調査の結果、犬又は猫に関する所有明示の実施率はわずかながら増加している。(参考：インターネットによる調査結果 平成20年：犬44%、猫26%、平成21年：犬54%、猫32%、平成22年：犬55%、猫37%、平成23年：犬58%、猫43%)			
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	所有明示措置の実施率の目標達成に向け、自治体や獣医師会等の関係者とも連携して、一般飼養者に向けた継続的な普及啓発、モデル的な普及事業を継続していくことが必要である。また、施策の目標を定めている動物愛護管理基本指針は、策定後概ね5年目にあたる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととしている。			
その他特記事項 (必要に応じて記載)				
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室			

No. 20 植物遺伝資源の保存

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 1. 2 遺伝資源の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	植物遺伝資源の保存については、保存点数 24 万点（平成 18 年度末）を 25 万点（平成 22 年度）とします。（農林水産省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
保存点数 25 万点	保存点数 245, 730 点	保存点数 24 万点	57%
平成 23 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 19 年 3 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 22 年度は、2, 870 点の新規登録を行い、保存点数が 245, 730 点となり、概ね目標値の 25 万点に達した。なお、目標値の 25 万点は、研究基本計画（平成 17 年 3 月）に設定されていたが、新しい研究基本計画（平成 22 年 3 月）においては、国際的な遺伝資源を取り巻く状況の変化や広範な育種目標の変化等に対応しうる遺伝資源の収集・保存、整備等が重点目標として掲げられている。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課		

No. 21 環境資料タイムカプセル化

記載箇所	第2章第2節 遺伝子資源などの持続可能な利用 1. 2 遺伝資源の保存					
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成20年度より年間500種類、5年間で2,500種類の絶滅危惧種の細胞試料の保存と重要種のDNAの解析を目指します。水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で10種類、5年間で50種類個体保存することを目指します。(環境省)					
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)			
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)		到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)		
絶滅危惧種 5,167種 藻類 390種	絶滅危惧種 4,508種 藻類 378種	絶滅危惧種 2,667種 藻類 340種	絶滅危惧種 73.6%	藻類 76%		
平成25年3月	平成23年3月	平成20年4月				
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 □ 目標達成に課題	基本戦略への該当	—			
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年度は、新たに絶滅危惧種(鳥類、哺乳類等)の細胞を956種類保存。また、藻類は車軸藻類を中心に15種の保存を行った。					
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策について記載は不要。)	国内外との連携も含め環境試料の保存・活用策を検討し、効果的・効率的な実施を図る必要がある。					
その他特記事項 (必要に応じて記載)						
担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室					

No. 22 微生物資源の保存

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 2. 2 微生物資源の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	微生物資源の保存については、保存点数 2.4 万点（平成 18 年度末）を 2.5 万点（平成 22 年度）とします。（農林水産省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
保存点数 25, 000 点	保存点数 26, 911 点	保存点数 24, 000 点	291%
平成 23 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 19 年 3 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 22 年度は、820 点の新規登録を行い、目標値を上回った。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課		

No. 23 廃棄物系バイオマス利用率

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマスマウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	我が国のバイオマスの賦存量及び利用率（平成 21 年 3 月時点で把握できるデータに基づく）は、廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、下水汚泥、黒液、廃棄紙、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場など残材）は約 3 億トン、利用率は 74%（平成 22 年目標 80%）・・・となっています。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
80%	86%	74%	200%
平成 22 年	平成 22 年 12 月	平成 21 年 3 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 □ 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で 80%以上活用するという目標に対して、現在、利用率は 86%となっており、目標は達成されている状況にある。これは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。）等の廃棄物系バイオマスを活用するための法律の制定や、下水汚泥のセメント化等の建設資材利用の大幅な進展等によるものと考えられる。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	平成 22 年 12 月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」においては、バイオマスの種別特性に応じた高度利用を推進し、また、政府として講すべき施策の対象を明確化する観点から、家畜排せつ物や下水汚泥等のバイオマスの種類ごとに、2020 年を目標年とする利用率目標を設定。 当該目標の達成に向けて、廃棄物系バイオマスのそれぞれの特性に応じた高度利用を推進。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	※点検値については、平成 22 年 12 月閣議決定のバイオマス活用推進基本計画の記載値を点検値とした。		
担当部局	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課		

No. 24 未利用バイオマス

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマスマウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	我が国のバイオマスの賦存量及び利用率(平成21年3月時点で把握できるデータに基づく)は、・・・未利用バイオマス(農作物非食用部、林地残材)は、約22,00万トン、利用率は17% (平成22年目標25%) となっています。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
25%	17%	17%	0 %
平成22年	平成22年12月	平成21年3月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	目標達成に向け進捗 <input checked="" type="checkbox"/>	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	未利用バイオマスについては、炭素量換算で25%以上活用するという目標に対して現在、利用率は17%にとどまっている状況にある。これは、未利用バイオマスの効率的な収集システムが確立されていないことや、コスト面等で利用者のニーズに十分対応できていないこと等が要因であると考えられる。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」においては、バイオマスの種別特性に応じた高度利用を推進し、また、政府として講すべき施策の対象を明確化する観点から、林地残材や農作物非食用部等のバイオマスの種類ごとに、2020年を目標年とする利用率目標を設定。 当該目標の達成に向けて、効率的な収集・運搬・利用体系の確立等を推進。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	※点検値については、平成22年12月閣議決定のバイオマス活用推進基本計画の記載値を点検値とした。		
担当部局	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課		

No. 25 バイオマстаун構想

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマстаунなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	<p>バイオマスは、生物によって生産されるため、「広く、薄く」存在する特性を持ちます。バイオマスの利活用を推進するためには、この特性を踏まえ、地域で効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要です。このため、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携のもと、総合的なバイオマスマス利活用システムを構築する「バイオマстаун」（廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用することを目指す構想を作成し、取り組む地域）を推進しています。2010年にはバイオマстаунを300程度構築することを目指しています（2007年10月末現在102地区）。</p> <p>バイオマстаун構想の公表、バイオマстаунの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p>		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
63 増 (300 地区)	81 増 (318 地区)	237 地区	128%
平成 23 年 3 月	平成 23 年 4 月	平成 22 年 2 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 23 年 4 月末現在、318 地区がバイオマстаун構想を策定し、バイオマстаунとして公表。ただし、バイオマстаун構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在。		
具体的な施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成 22 年 12 月に閣議決定された「バイオマスマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスマス活用推進基本法に基づく新たな「市町村バイオマスマス活用推進計画」について、確実な効果の発現が図られるよう、取組効果の検証、課題解決のための技術情報の提供等を行いつつ、計画策定を推進。(※従来のバイオマстаун構想の募集・公表は平成 23 年 4 月 28 日をもって終了。)		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 食料産業局 バイオマスマス循環資源課 バイオマスマス事業推進室		

No. 26 「生物多様性」の認識状況

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 生物多様性の認識状況			
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成21年度に内閣府が行った世論調査では全体の36%でしたが、その認知度を平成23年度末までに50%以上とすることを目標とします。(環境省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)		到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
50%以上	—%	36%		—
平成24年3月	平成 年 月	平成21年6月		
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○	目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球いきもの応援団」等普及広報ツールの活用、パンフレットの配布、生物多様性ホームページの運営管理、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、一般市民への周知を図った。COP10関係のサイドイベント及び国際生物多様性年クロージングイベント等の場においてブース出展やイベント等を行い、約8000人が来場した。 ・平成22、23(※)年度は内閣府世論調査未実施。 ※震災のため <p>*参考：</p> <p>環境省が独自に実施したウェブ調査では、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」は、48%(平成19年10月)から80%(平成22年11月)に推移。</p>			
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策について は、記載は不要。）	「生物多様性」という言葉の認知度を上げるだけでなく、国民の理解を深める方策の充実が必要。			
その他特記事項				
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室			

No. 27 生物多様性国家戦略認知度

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 普及広報と国民的参画の推進			
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成21年度に内閣府が行った世論調査では20%でしたが、その認知度を平成23年度末までに30%以上とすることを目標とします(環境省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)		到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
30%以上	—	20%		—
平成24年3月	平成 年 月	平成21年6月		
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○	目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<p>平成21年度の内閣府世論調査以降、生物多様性国家戦略に関する認知度調査を行っていないため、今後の調査を検討中。</p> <p>生物多様性国家戦略に関する国民の認知度の向上のため、以下の取組等を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2010の内容を平易に解説したパンフレットを作成し(日本語版15,500部、英語版5,800部)、COP10等生物多様性に関する各種イベントや民間団体の勉強会・研修会等での配布を行っている。 ・生物多様性国家戦略2010の全文、策定までの議論の過程等について、生物多様性ホームページに掲載し、関心の高い国民への情報提供を行っている。 <p>*参考:</p> <p>独自のウェブ調査では、「生物多様性国家戦略」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」は、13%(平成19年10月)から31%(平成22年11月)に推移。</p>			
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	<p>生物多様性国家戦略の認知度を高め、国民一人ひとりが生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた基本的な考え方を理解し、各主体における取組を実践していくことが重要である。</p> <p>このため、平成24年中に予定している生物多様性国家戦略の改定に向け、次期生物多様性国家戦略の方向性等について意見を募る地方座談会及び次期国家戦略の論点を幅広く周知する地方説明会を、それぞれ全国8箇所程度で開催し、様々な主体の参加を得ることにより次期生物多様性国家戦略を実効性の高いものにしていく。</p>			
その他特記事項 (必要に応じて記載)				
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室			

No. 28 生物多様性新聞掲載数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 生物多様性新聞掲載数		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成 20 年度で合計 736 件（朝日、毎日、読売）ですが、平成 23 年度には 1,000 件まで増加させることを目標とします。（環境省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
1,000 件以上	372 件	736 件	37%
平成 23 年度	平成 23 年 6 月	平成 20 年度	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	<input type="checkbox"/> 目標達成に向け進捗 <input checked="" type="radio"/> 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<ul style="list-style-type: none"> 「地球いきもの応援団」等普及広報ツールの活用、報道発表、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、一般市民への周知を図った。 2010 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の開催前後には、ほぼ連日、生物多様性の関連記事が新聞紙上に掲載されたが、COP10 終了以降、紙上に掲載される頻度が低下。 		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性」という言葉の頻度の増加だけでなく、国民の理解を深める方策の充実が必要。 		
その他特記事項			
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

No. 29 生物多様性地域戦略策定着手数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 普及広報と国民的参画の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」の周知に努めるとともに、ホームページなどを通じて地域におけるさまざまな取組事例の紹介を行います。平成22年3月現在、生物多様性地域戦略を策定している都道府県は6県(13%)でしたが、COP11(2012年)までにすべての都道府県(100%)が策定に着手していることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
47都道府県	22都道府県	20都道府県	47%
平成24年10月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	目標達成に向け進捗 <input type="radio"/>	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	<p>○目標の達成に向けた主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月から7月にかけて全国7カ所で地方公共団体を対象に生物多様性地域戦略についての説明会を実施。 平成22年度より地域生物多様性保全活動支援事業を開始し、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定するための費用について支援(平成22年度:7自治体、平成23年度:12自治体)。 平成23年3月より既に策定された生物多様性地域戦略の内容の比較、分析等の情報を環境省の生物多様性ホームページに掲載。 <p>○市町村を含めた地方公共団体全体では生物多様性地域戦略の策定に向けた取組が進みつつあるが、平成23年7月時点で、都道府県による生物多様性地域戦略の策定着手率は47%となっており、ここ1年間での進捗実績は約4%となっている。このままのペースでいくと、目標年次の平成24年10月での予想進捗率は約51%となり目標を達成できない可能性がある。</p>		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成24年10月までに目標を達成するためには、これまでの取組に加えて、生物多様性地域戦略の策定の必要性、意義や策定のメリットをあらゆる機会をとらえて都道府県に周知するとともに、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援等を一層積極的に進めることが必要。		
その他特記事項			
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

No. 30 子ども農山漁村交流プロジェクト

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1自然とのふれあい活動の推進 4. 2学校外での取組、生涯学習		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校（1学年120万人を目指）で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
23,000校	調査予定	0校	—
平成24年3月	—	平成19年11月	—
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成21年度の小学校における宿泊を伴う自然体験等の取組状況調査において、宿泊を伴う体験活動のうち、全国の小学校の約76%が自然に親しむ体験活動を行っています。 また、本事業において、文部科学省では、農林水産省が指定するモデル地域等において、3泊4日以上の宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組に対する補助を行っており、平成20年度から平成22年度までに、543校を指定しました。農林水産省では、地域一体による安全・安心な受入体制の整備を全国的に推進するため受入推進体制の整備等を行っています。平成20年度から平成22年度までに、115地域の受入モデル地域の整備を行いました。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）	なし		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	なし		
担当部局	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課		

No. 31 生物多様性を学ぶスタンプラリー参加者数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。また、国立公園のビジターセンターなどを巡りながら、自然とふれあい、生物多様性を学ぶスタンプラリーを実施し、平成22年度から平成24年度のべ参加者数を100万人とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
100万人	10万7千人	0人	11%
平成25年3月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	<input type="checkbox"/> 目標達成に向け進捗 <input checked="" type="radio"/> 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	事業を年度途中から開始したことによる時間的制約及び、事業実施初年度であることから事業が十分に浸透していないことなどにより目標達成率は低い。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標達成率が低いことから、平成23年度からスタンプラリー参加施設を84カ所から100カ所へ増加し、記念品をより魅力的なものとした。また、WEBサイトを改良し、おすすめの自然体験プログラムを季節ごとに紹介するとともに、民間と協働した効果的な広報を行うなど目標達成に向けた取組を実施している。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

No. 32 エコツアー総覧アクセス数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。また、エコツーリズムへの取組やツアーや宿泊施設を紹介している Web サイト「エコツアー総覧」のアクセス数を平成 18 年度の 831,208／年から平成 24 年度には 1,250,000／年に増加させることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
1,250,000	911,457	831,208	72.9%
平成 25 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 18 年 4 月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	<input type="checkbox"/> 目標達成に向け進捗 <input checked="" type="radio"/> 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	エコツーリズム推進法が制定され、エコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及・啓発に努めたことにより、エコツアーやに関する情報をもとめて Web サイトのアクセス数が増加し、一旦は、目標年次よりも早く目標値を達成した(平成 21 年 3 月)ものの、近年の観光利用者数の減少傾向等により目標値を下回っていると考えられる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成 22 年 11 月に行われた行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分け第 3 弾の結果を踏まえ、平成 23 年度のエコツーリズム予算計上を見送ったところであり、「エコツアーアクセス数」については民間の取組に委ねることとするが、当該 Web サイトが存続する間は目標値を見直す予定はない。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

No. 33 子どもパークレンジャー参加者数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。子どもパークレンジャー参加者数を平成17年度の840人から平成22年度には1,300人に増加させることを目標とします。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
1,300人	718人	840人	55%
平成23年3月	平成23年3月	平成17年4月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	目標達成に向け進捗 <input type="radio"/>	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	全国各地の国立公園などで、「レンジャー」(自然保護官) や「パークボランティア」の指導や協力のもと、子どもたちに国立公園などのパトロールや、動物や植物の簡単な調査を体験してもらい、自然とのふれあい、環境の大切さや社会への貢献の心を育て、さらに、ビジターセンター等を拠点として、自然観察会やクラフト工房など様々なイベントを開催したが、目標達成には至っていない。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	天候等により参加者数が大きく変動すると考えられる。今後も活動を続け、目標値以上の参加を得られるよう活動を推進する。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

No. 34 1／25,000 植生図更新状況

記載箇所	第2章5節 情報整備・技術開発 2.1 自然環境保全基礎調査		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約50%(平成22年3月現在)を整備している状況ですが、平成24年3月までに国土の約6割とするなど早期の全国整備を進めます。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
6割	5.5割	5割	50%
平成24年3月	平成23年3月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○	目標達成に向け進捗 目標達成に課題	④
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成23年3月時点で、国土の約55%を整備している状況。 1年間で5%程度整備しており、仮に同様のペースで整備が進めば、目標を達成する見込み。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省自然環境局生物多様性センター		

No. 35 CHM メタデータ数

記載箇所	第2章第5節 情報整備・技術開発 2.4 自然環境情報の提供公開		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実にむけた取組を強化し、2012年(平成24年)3月までに登録数を約1,600件まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	
1,600件	3,140件	900件	320%
平成24年3月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いづれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当 目標達成に課題	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	自然環境保全基礎調査・植生調査等の生物多様性保全に関する未整備であった情報を整理し、経緯度等の地理情報を付加して整備したメタデータを新たに登録した。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	わが国の機関等においては、メタデータに相当するものだけではなく、データそのものまでもウェブサイトに公開されていく傾向にあり、民間のすぐれた検索サービスが機能していることから、メタデータを整備・検索する仕組みである生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の機能について再考する必要がある。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 生物多様性センター 情報システム科		